

特集

保育現場で**気**になる「トバ考」

「研修」って何だ？

保育者の研修

「講習」から「学び合う」へ

高田文子

(大学教員)

誰しも学校教育の階梯を経て社会に出ると、それまでの学校システムで「能力」として価値付けられたものとは異なるスケールで評価されることとなります。それぞれの職場などのアイデンティティー集団において求められる水準は質的にもスキルのにも異なるからです。

しかし、個人的に当該分野の専門性の向上を志向していく場合（例えば自分一人で日々の保育にPDCAサイクルを活用して）も、ある一定レベル以上になると、自己内で逡巡するだけで成長し続けるには限界があります。そこで、意識的啓蒙を誘発する外的な因子や新たな知識・情報の取り込みが継続・発展的に必要になります。この領域を担うものがいわゆる「研修」です。

高田文子（たかだふみこ）

白梅学園大学教授。専門は日本幼児教育史。教育学の立場から保育者や教員養成にかかわっている。著書「子どもの心によりそう保育・教育課程論」（共著 福村出版 2012年）ほか。

保育に先行する学校教員研修の体系化

保育に先行する学校教員の研修について見てみましょう。研修の拘束力について見ると、「自己の崇高な使命を深く自覚し、絶えず研究と修養に励み、その職責の遂行に努めなければならない」（「教育基本法」第九条）とされています。つまり、現在「法律に定める学校」である幼稚園の教諭は「研修」に努めることが義務（努力義務）付けられているのです。さらに、「教育公務員特例法」にも規定されている（第三十九条）ことから、公立学校教諭（公立幼稚園教諭を含む）として採用されると、法定研修として、まず一年目に初任者研修、十年目に経験者研修が全員に実施されます。

一方で、職務遂行に必要な知識や技能を修得するために、そして子どもの前に立つモデルとして人格的要素を研鑽するために、研修を受けることは、教員の権利でもあります。

このように、研修は教員にとって、その拘束度に差はあるものの、義務と権利との両側面を伴うという特殊性のあるものなのです。そしてこのシステムが、国や自治体レベル、教職経験や職能に応じたレベル、専門性を高めることに特化したものや喫緊の課題に対応するものなど、領域別に体系化されており、教育現場に定着することによって、教員の資質向上に効果的に機能しているのです。

しかし、例えばこのように今でこそ教員の当たり前の権利（義務）として実施されている初任者研修ですが、スタートしたのはそれほどさかのぼる時代ではありません。

小学校以降の学校では、現職教育としての初任者研修を実現することは念願でした。それが一九八六年の臨時教育審議会で提言されたのを契機に、一九八九年より「教育職員免許法」改正の下、初任者研修制度が創設されたのです。これにより、この年から学校種ごとに小学校、中学校と段階的に実施されていきました。しかし、公立幼稚園と特殊教育諸学校は、「学校の組織や設置市町村の財政力等を勘案し、当分の間の措置として、初任者研修は行わず」、一九九二年度から初任者研修に準じた研修が実施されることとなりました。

短期講習タイプが主流であった保育者研修

現行の学校システムを形成した戦後教育改革の下で幼稚園が「学校教育法」第一条に位置付けられ、「教育職員免許法」が制定されたことに伴って、幼稚園「保母」は「教諭」に変わりました。これは学校教育論としての内実を有する切り替えであるため、それを実体化するための再教育としての研修が喫緊の課題となりました。そして、一九四七年の文部省通達によって、認定講習会の受講修了をもって新しい資格を授与するという条件が示されたのです。講習会の内容として提示されたものを見ると、新憲法をはじめとする新しい「関係法規」や「新教育原理」などの「一般的課程」と、「保育要領」を学ぶ「専門課程」と、「教育心理学」や「参観実習協議」などの「教職課程」とで構成されています。これを受けて東京では、東京女子高等師範学校と愛育研究所および東京女子経済専門学校との共催による講習会が、同年の七月二十一日から（第一期）と、十月八日から（第二期）それぞれ五日間実施され、全国から三百人以上が参

加したとされています。また、これに先立って、同年四月から毎週二回ずつ計十五回、四十五時間にわたって東京都が「新保育継続研究講習会」を実施しています。これは、倉橋惣三を講師として「学校教育法における新しい幼稚園の性格とその保育原理」についての長期講習会形式で行われた、局面对応を目的とする研修です。

戦前の保育者研修を見ると、自己研修の意味を持つ現職教育の重要性は認識されており、保育関係団体や師範学校附属幼稚園などの活動、保姆たちの自主的な研究会活動などは存在しましたが、形態的にも内容的にも「講習」の域を出るものではなく、検定制度とともに、保姆の需給の調節機能という期待に応えるということが主目的だったと言えます。

そしてこの傾向は戦後も続き、局所的・短期講習会形式のものが主流でした。一九七〇年の雑誌『保育』の巻頭で、「最近幼児教育に関する講習会や研究会が多くもたれるようになった」ことが指摘されています。それらは内容としても理論的なものから技術的なものまで広範囲にわたっていると評価する一方で、保育の特性にかんがみると園内研修が重要であるにもかかわらず外向きのいわゆる講習タイプの研修に偏っているために、園内研修の具体策の樹立が急務であるということです。

幼保公私を越えて学び合いを

文部科学省では、二〇〇一年三月に「幼児教育振興プログラム」を策定し、すべての幼稚園教員が適切な時期に必要な研修に参加する機会を充実することを目標に掲げました。幼稚園教

員の資質向上を目指した調査報告書では、それまでの知見に基づいて幼稚園教員の求められる専門性を整理した上で、園外研修と園内研修について構造化し、評価をも含めて提言しています。そこには、国公立幼稚園の合同研修や保育所との合同研修、小学校との連携についても取り上げられています。この後、二〇〇六年十月に新たに「幼児教育振興アクションプログラム」が出されるなど、二十一世紀になって、ようやく幼児期の教育を総合的にとらえるまなざしが形作られ、法制度的にも整えられて、保育の研修についても次のステージへ進む土壌が整えられてきたと言えます。

保育制度全体の大きな転換点を迎えている現在ですが、それだけ従来のシステムがある一定の成熟度に達したとも言えるのであり、これまでの経験知に学んでテリトリーを越えた学び合いが次なる課題だと言えます。

現在の保育者研修としては、幼稚園において、大きくは前述した法定研修と任意の研修との二種類があります。方法としては、近年園内から園外に活動枠を広げる傾向のある公開保育や保育実践検討会などの園内外研修や、参加型のワークショップなどの「自己や自園の保育を振り返る要素を提供するタイプ」と、講演会や講習会などの「聴講型再教育タイプ」という形式があります。

保育所では、戦前は「婦人労働者の保育要求」などの労働保障としての保育、「働く保母」の労働環境の改善要求という視点が保育運動の主流であり、関係団体のベクトルは保育者個々の専門性の向上とは別の方向を向いていました。戦後になると研修活動が重点事業として取り

上げられ、各関係団体とも全国規模のものからブロック段階のもの、都道府県単位のものなど活発な展開が見られるようになります。しかし、法的に義務付けられた研修が無いために全体としての体系的な取り組みになりにくく、公立と私立との意識的格差も存在します。また、自治体ごとや園ごとに展開されるために、内容的にも質的な格差が生じることが懸念されています。一方、「県内どこの保育所や幼稚園でも、質の高い保育・教育を」目指し、県教育委員会主導で幼児教育振興プログラムを作成し、行政上の窓口も一本化して幼保研修に体系的に取り組んでいる自治体もあります。

新制度の施行によって、今まで実質的に幼保公私に四分割してきた保育も、それぞれのノウハウを共有し、それを生かして高め合う学び合い研修を充実させることによって、すべての子どもの育ちに還元されていくことを望みたいものです。